

全銀協 TIBOR の運営態勢の定期的な見直し結果について

一般社団法人全銀協 TIBOR 運営機関（理事長：和仁亮裕、以下「当法人」）は、全銀協 TIBOR 業務規程第 48 条第 1 項にもとづき、下記のとおり、全銀協 TIBOR の運営態勢の定期的な見直しを実施した結果、現時点で全銀協 TIBOR の運営態勢を見直す必要はないと判断しています。

当法人は、引き続き、IOSCO 原則の遵守および全銀協 TIBOR の信頼性・透明性の維持・向上に向けて、適切に対応して参ります。

記

1. 全銀協 TIBOR の評価対象市場の状況等について

全銀協 TIBOR の評価対象市場（日本円 TIBOR：本邦無担保コール市場、ユーロ円 TIBOR：本邦ユーロ円市場。以下同じ。）および関連市場の状況は、以下のとおりである。

全銀協 TIBOR の評価対象市場において、リファレンス・バンクが占める取引割合は、約 4 割から 5 割程度であると推計している。なお、以下の計数は、当法人における検証・検討のみを目的として公表統計データ等を利用して推計したものであり、計数を利用したこと起因する間接的または直接的な損害に関して一切責任を負わないことに留意いただきたい。

(1) 本邦無担保コール市場の推計市場規模	約 26.0 兆円 ※1
(2) 本邦ユーロ円市場の推計市場規模（運用サイド）	約 0.6 兆円 ※2
（調達サイド）	約 0.8 兆円
(3) NCD 取引の推計市場規模	約 23.4 兆円 ※3
(4) 大口定期預金取引の推計市場規模	（約 30.6 兆円）※4

※1 日本銀行公表「わが国短期金融市場の動向—東京短期金融市場サーベイ（19／8月）」にもとづき推計

※2 財務省公表「オフショア勘定残高（令和元年7月末）」にもとづき推計。オフショア市場の特性を踏まえ、運用サイド（資産合計／預け金・コール／円貨建）・調達サイド（負債合計／預り金・コール／円貨建）両面から推計。

※3 日本銀行公表「預金・貸出金関連統計（DL）（2019年1月～11月）」にもとづき推計

※4 日本銀行公表「預金者別預金（半期調査＜国内銀行分＞）（2019年9月末）」にもとづき推計（事業法人向けの取引のみを対象）

2. リファレンス・バンクの呈示レートの算出根拠の状況

2019年1月4日～12月30日までの間（全241営業日）のリファレンス・バンクの呈示レートの算出根拠の状況は以下のとおりであり、日本円TIBORおよびユーロ円TIBORともに第4層の専門家判断により呈示レートが算出・決定されたケースはない。

(1) 日本円TIBOR（リファレンス・バンク15社）

テナー 決定階層	1W	1M	3M	6M	12M
第1層	98.7%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%
第2層	—	—	—	—	—
第3層	1.3%	—	—	—	—
第4層	—	—	—	—	—

(2) ユーロ円TIBOR（リファレンス・バンク14社）

テナー 決定階層	1W	1M	3M	6M	12M
第1層	0.2%	20.3%	37.4%	65.8%	100.0%
第2層	98.6%	79.7%	62.6%	34.2%	—
第3層	1.2%	—	—	—	—
第4層	—	—	—	—	—

(日本円TIBORの呈示レートの算出・決定プロセス概要)

第1層：無担保コール市場のデータ	<ul style="list-style-type: none"> ①無担保コール市場の当日の実際の取引データ ②無担保コール市場の各種気配値 ③過去の無担保コール市場の実際の取引データ ※①から③の順番でデータのあるところで呈示レートを算出・決定（①から③のデータが存在しない場合には、「第2層」に移行）。
第2層：無担保コール市場に準じるインターバンク市場のデータ	<ul style="list-style-type: none"> ①本邦オフショア市場および銀行間NCD市場の当日の実際の取引データ ②本邦オフショア市場の各種気配値 ③過去の本邦オフショア市場および銀行間NCD市場の実際の取引データ ※①から③の順番でデータのあるところで呈示レートを算出・決定（①から③のデータが存在しない場合には、「第3層」に移行）。
第3層：ホールセール市場を含む関連市場のデータ	<ul style="list-style-type: none"> ・NCD取引（銀行間NCD市場に係るものを除く）・大口定期預金取引の実際の取引データ、短期国債市場・GCレポ市場・OIS市場の気配値 ※データ間の優先順位はない。
第4層	<ul style="list-style-type: none"> ・第1層～第3層のすべてのデータが存在しない場合に限り、実際の取引データ以外も勘案して呈示レートを算出・決定することを許容

※ユーロ円TIBORの呈示レートの算出・決定プロセスでは、第1層の「無担保コール市場」を「本邦オフショア市場」に、第2層の「本邦オフショア市場」を「無担保コール市場」に置き換える。

以上